

◆不要不急の外出、県境をまたぐ移動の自粛

特に、午後8時以降の不要不急の夜間外出自粛

(医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、
必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など生活や
健康の維持のために必要な場合を除く)

※すべて令和3年2月8日から令和3年3月7日まで

「静美食」～静かに食材の味を楽しみ礼儀良く美味しく食べる～

静美食

事業者の皆様へのお願い

(特措法第24条第9項)

◆ **テレワークの徹底** 目標値：出勤者数を7割削減

◆ **在宅勤務・時差出勤の徹底**

◆ 事業の継続や時差出勤に**必要な場合を除き、午後8時以降の勤務を抑制**

◆ **職場・寮における感染防止策の徹底**

◆ 従業員への基本的な**感染防止策の徹底**や、**会食自粛**等の呼びかけ

<事業者の皆様への協力要請>

◆ 全ての**イルミネーション**の早めの**消灯**

新型コロナウイルス関連資金の保証承諾額の推移

